

媒介契約書の特約事項に基づき

固定資産評価証明等の交付申請をされる場合の留意事項

納税者の個人情報を保護するため、媒介契約書の特約事項に基づいて固定資産評価証明書等を申請する場合には、以下の留意事項を必ずお守りください。

1. 媒介契約書は原本をご提示ください。ただし、原本の提示が困難な場合には、媒介契約に係る受任者による原本証明をしている媒介契約書の写しを提出してください。原本証明とは、日付、氏名(名称)、および「原本に相違ない」旨の記載があり、代表者印または職印の押印があるものとします。
2. 媒介契約書に証明書の申請を委任する旨の記載があるものに限りします。
3. 媒介契約書は有効期間内のものに限り受付できます。媒介契約書の有効期間が経過している場合は、契約更新書類の提示が必要です。
4. 媒介契約書に係る受任者の代表者または従業員の方が来庁され、証明書の交付申請をされる場合には、当該法人の代表者または従業員であることを証する書類(登記簿、従業員証等。名刺は不可。)に加えて、本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)の提示が必要です。
5. 媒介契約を締結した委任者の住所・氏名が、本市の課税台帳に登録されている住所・氏名と異なる場合があります。証明書の申請前に委任者へご確認ください。
6. 相続人と契約している場合は、委任者が所有者の相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等)、および所有者の死亡の事実が確認できる書類(戸籍謄本等)の提示が必要です。
7. 売主の代理人が契約を行っている場合は、売主から代理人への契約締結に係る委任状も必要です。

松阪市総務部市民税課